

発議第2号

住民の同意を得ない太陽光発電施設の建設に対する反対決議案

住民の同意を得ない太陽光発電施設の建設に対する反対決議をするものとする。

令和元年7月23日提出

提出者 和歌山市議会議員

中 尾 友 紀	中 谷 謙 二	古 川 祐 典
井 本 有 一	丹 羽 直 子	姫 田 高 宏
中 村 朝 人	森 下 佐知子	南 畑 幸 代
赤 松 良 寛	坂 口 多美子	尾 崎 方 哉
浜 田 真 輔	吉 本 昌 純	奥 山 昭 博
堀 良 子	園 内 浩 樹	松 本 哲 郎
西 風 章 世	中 塚 隆	寒 川 篤
山 中 敏 生	藪 浩 昭	北 野 均
川 端 康 史	山 本 忠 相	佐 伯 誠 章
永 野 裕 久	芝 本 和 己	山 本 宏 一
中庄谷 孝次郎	戸 田 正 人	
山 野 麻衣子	松 井 紀 博	

住民の同意を得ない太陽光発電施設の建設に対する反対決議案

現在、和歌山市において計画がなされている各大規模太陽光発電計画については、地域住民の十分な理解が得られぬまま事業が進められている。この現状を鑑み和歌山市議会では、令和元年5月31日「大規模太陽光発電施設の建設に対する反対決議」を決議し、地域住民の不安が払拭されないまま行われる発電施設の建設は看過できないとの趣旨に基づきこれを決議した。

しかるに今般、楠見地区を含む和泉山脈の一角に新たなメガソーラー建設の計画が浮上し、事業者は地域住民の十分な賛同を得ぬまま、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例に基づき、去る7月9日に本条例の許可申請をするに至った。

そもそも、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法は、政府においても多くの問題が含まれるとの認識から、この改定を検討していると公表したところである。

そのような現状にあって、同事業が全国各地で指摘されている様々な問題点、例えば、自然環境や景観への影響、歴史的資源の破壊等もさることながら、同事業に起因する住民不安こそが最大の問題であると認識するものである。

このような同様の計画が事業者からなされるたび、該当する地域住民は、自らが住み、生活し、働く地域の安寧が侵されることを懸念し、時にはその賛否により住民同士が分断され、地域コミュニティーに深い傷跡を残すといった社会問題と化していくのである。

よって和歌山市議会では、計画がなされようとしている該当地域の連合自治会をはじめとする住民の多くが反対する太陽光発電施設の設置には、改めてこれに反対し、併せて和歌山市当局に対しては、この意を真摯に受け止め、それに基づいた行政判断を求めるものである。

また、同法に基づいて事業計画を申請している、あるいは今後事業をなそうとする事業者においては、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例と和歌山市議会の決議の趣旨を十分に理解し、それに基づく住民の意思を尊重するという重要な責務を怠ることのなきよう、格段に留意することを求めるものである。

以上決議する。